

霞ヶ浦アカデミー連続シンポジウム「霞ヶ浦世界湖沼会議にどうかかわるか」2017. 5. 21
世界湖沼会議と水郷水都全国会議

水郷水都全国会議共同代表 保母 武彦

1. 水郷水都全国会議の経緯

(1) 「世界湖沼環境会議」から誕生した「水郷水都全国会議」

「水郷水都全国会議」は、33年前の1984年、滋賀県大津市で開かれた「世界湖沼環境会議」を契機として生まれた。

琵琶湖の水質汚染に危機感をもった滋賀県は、大きな湖沼を抱える世界の国々に呼び掛けて、1984年8月28日から31日まで、「世界湖沼環境会議」を琵琶湖で開催した。会議には、29か国から2,412人の住民・研究者・行政関係者が対等な立場で参加し、湖沼の環境問題の状況とそれへの対応を話し合った。

当時、急速な人口増加や資源の不適切な利用によって、世界の湖沼の多くで水質の悪化と水量の減少など自然環境の劣化が進み、周辺の文化的歴史的環境を含め湖沼と人との共存関係が崩壊しはじめていた。参加者は、湖沼はいわば文明の症状を映す鏡であり、未来の人類のために湖沼を健全な状態に保つ必要があるとの共通認識に達し、「琵琶湖宣言」がなされた。

「琵琶湖宣言」は、全世界の住民・研究者・行政関係者に、具体的な行動を呼びかけた。住民に対しては、次の3点である。

- ① 環境に対する価値観を高めること。
- ② より多くの住民が意思決定と監視に参加できるよう、情報の伝達に努めること。
- ③ 個人及び地域社会の行動を進めるために、自発的な組織づくりを進めること。

(2) 「水郷水都全国会議」の立ち上げ

世界湖沼環境会議の最終日、国内の市民運動の交流をしたイブニング・フォーラムにおいて、このまま解散するのはもったいない、日本国内の水環境に取り組む住民運動の連絡組織をつくろうということになった。そして、第1回の集まりを、湖沼環境保全の住民運動が盛り上がっている宍道湖畔の松江市で開催することを申し合わせた。この住民運動の全国組織づくりは、琵琶湖宣言の具体化の第一歩であった。

第1回の開催候補地となった松江市では、前記のイブニング・フォーラムのリーダーのひとりだった高田昇氏を招いて、水郷水都全国会議の会則や組織体制、第1回大会の企画案、呼びかけなどについて、急ぎ議論した。このような経過を経て、半年後の1985年5月18日～19日、「水郷水都全国会議」が松江市で開催された。毎年開催することになってから、この会議に「第1回」の番号が付けられた。

水郷水都全国会議の組織のありかたとしては、行政や既成運動体のような、中央と地方

とか本部と支部といったピラミッド型のタテ形組織でなく、柔らかなネットワーク型の組織をめざした。それは、各地の環境住民運動の自主性を尊重し、多種多様な住民運動の大同団結をめざしたからである。

大会運営も開催地の運動の特質を重視して、各地から参加する人びとは開催地の水環境を守る運動に学び、激励するという形をとってきた。この開催地の運動を尊敬し、その体験に学ぶということは非常に重要なことで、そのことはまたその地域の運動を激励することになった。

(3) 世界湖沼会議と水郷水都全国会議のその後

一方、世界湖沼環境会議の方は、「世界湖沼会議」という名称により世界各地で隔年開催され、世界の湖沼及び湖沼流域で生起する様々な環境問題の実態とその解決策についての意見交換の場として発展してきた。世界湖沼会議は第2回がアメリカ、第3回がハンガリー、第4回が中国、第5回がイタリアなどと回を重ね、来年の第17回会議は日本（霞ヶ浦）に予定されている。なお、日本における水郷水都全国会議の組織化とその後の経過は、会の代表世話人であった木原啓吉氏などによって、世界湖沼会議で報告されてきた。私も、中国杭州の西湖畔で開催された第4回世界湖沼会議の招待講演において、宍道湖の環境破壊型公共事業の中止のニュースを報告するとともに、日本で水郷水都全国会議を立ち上げたことを報告した。

2. 水郷水都全国会議の開催経過

水郷水都全国会議は、水環境問題に取り組んでいる全国各地の住民団体が情報交流を行ない、相互に学び、励まし合う、年1回の全国大会を重視してきた。これまでに開催してきた水郷水都全国会議の全国大会は33回、開催地は延べ24都道府県にのぼる(表1参照)。

採り上げた課題は、当初は湖沼・河川の水汚染や水位低下など水の自然環境から出発したが、住民の暮らしにとっての水問題は実に多方面に及び、対象も湖沼や河川の水域から流域や海域に広がり、森林と源流、地下水と湧水、流域の水文化、産業、まち・むらづくり、治水と防災、さらに軍事基地や原発事故による水汚染との関わりにまで及んでいる。

表1 水郷水都全国会議・全国大会の開催経過表

回	大会名称	開催地	開催日	大会テーマ
1	第1回水郷水都全国会議	松江市	85年5月18,19日	水と暮らし—人と湖との共存を求めて—
2	第2回水郷水都全国会議	土浦市	86年9月6,7日	水文化の再生をめざして—アオコ河童からの提言—
3	第3回水郷水都全国会議	富士市	87年10月3,4日	水と人間の共生について

4	第4回水郷水都全国会議	中村市	88年6月11,12日	水環境と地域の再生
5	第5回水郷水都全国会議	柳川市	89年5月27,28日	水循環の回復と地域の活性化 －柳川掘割から水を考える－
6	第6回水郷水都全国会議	小山市	90年8月25,26日	水と森林
7	第7回水郷水都全国会議	高槻市	91年8月24,25日	水と共に生きる都市
8	第8回水郷水都全国会議 新潟大会	新潟市	92年8月1,2日	水－流れが交わり、文化が生まれる －
特別	水郷水都全国会議 緊急大会・長良川	桑名市	93年6月19,20日	長良川－いま、河口堰の在り方を問 う－
9	第9回水郷水都全国会議 たま大会	八王子 市	93年8月28,29日	序章・自由水権運動 －水はめぐり、時がめぐり、人がめぐ りあう－
10	第10回水郷水都全国会議 釧路大会	釧路市	94年9月10,11日	水環境のワイズユース
11	第11回水郷水都全国会議 横浜大会	横浜市	95年7月28,30日	都市河川新時代
12	第12回水郷水都全国会議 徳島大会	徳島市	1996年8月2,4日	川と日本
13	第13回水郷水都全国会議 米子大会	米子市	97年10月18,19日	水と人との共生
14	第14回水郷水都全国会議 気仙沼大会	気仙沼 市	98年11月7,8日	森は海の恋人
15	第15回水郷水都全国会議 in 沖縄・宮古島	宮古島	99年10月15,17日	水はめぐる－天、地、海、生命－
16	第16回水郷水都全国会議 東京大会	隅田川	00年11月10,12日	創ろう活かそう！私たちの川とまち
17	第17回水郷水都全国会議 紀の国大会	高野山	01年10月26,28日	流れる水は生きている！－21世紀 の公共事業のあり方を問う！－
18	第18回水郷水都全国会議 長野県大町大会	大町市	02年11月16,17日	川は川らしく、湖は湖らしく －市民の権利と役割－
19	第19回水郷水都全国会議 山形鶴岡大会	鶴岡市	03年9月20,21日	おいしい水を守るには？

20	第20回水郷水都全国会議 浜松大会	浜松市	04年11月27,28日	未来へ残そう、美しい水環境
21	第8回有明海・不知火海フ ォーラム IN 久留米・柳川	久留米 市	05年6月10,12日	公共事業”新”時代 ～自然とのおりあいを求めて～
22	第22回水郷水都全国会議 大阪大会	大阪市	06年9月17,18日	水とともに生きる都市 ～15年目の検証
23	第23回水郷水都全国会議 松江大会	松江市	07年5月26,27日	あらためて、人と湖の共存を求めて
24	第24回水郷水都全国会議 東京大会	東京都	08年6月13,14日	水郷水都運動の新しい段階を作ろう
25	第25回水郷水都全国会議 桑名大会	桑名市	09年10月17,18日	一水と人と公共事業一その教訓をど う生かす一
26	第26回水郷水都全国会議 滋賀大会	栗東市	10年10月9,10日	水辺と人の関係づくり —治水手法の選択、流域治水と地 域防災力
27	第27回水郷水都全国会議 諫早大会	諫早市	2011年9月3,4日	諫早湾干拓潮受堤防 開門をどのように進めるのか
28	第28回水郷水都全国会議 津南大会	津南町	12年11月24,25日	雪と湧水の“縄文の里”で水環境を 考える
29	第29回水郷水都全国会議 霞ヶ浦大会	土浦市	13年10月12,14日	水文化の再生をめざして —カッパは3.11を乗り越えられるか
30	第30回水郷水都全国会議 東広島大会	東広島 市	14年12月6,7日	みんながかかわる里山・里海
31	第31回水郷水都全国会議 in 沖縄・名護	名護市	15年7月18,19日	海は誰のもの
32	第32回水郷水都全国会議 越前おおの大会	大野市	16年11月18,19日	”水”が生きるまちをめざして ～越前おおのからの発信～

出典：水郷水都全国会議ホームページ。

3. 水郷水都全国会議の基本理念

第1回水郷水都全国会議は、水郷・水都の住民の固有の権利として「親水権」の確立を宣言し、そのために守るべき三原則を提起した。三原則とは、第一に歴史的に引きつがれ

てきた水面を失わないこと、第二に水辺が公共の資産として住民に開かれていること、第三に地域開発は水質を損なわないことである。そして、「親水権は水と共存するふるさとを求める権利であり、住民が水都再生のまちづくりに参画する権利である。私たちは、この権利を確立することによって、はじめて魅力ある地域社会を創造することができる」という説明もつけている。このように、「親水権」は、「環境権」の一部だとも言えようが、“個人の生活権”だけではない。水郷水都のあり方を決める権利は、政治家や官僚にあるのではなく、地域社会の主権者である住民にあるとする、いわば“地域住民の政治的権利”の明確化でもある。

この権利宣言からすれば、一定の分野、地域では前進したが、残された課題はある。

4. 水郷水都全国会議の教訓と課題

①水環境への住民の認識の深まりと広がり

水郷水都全国会議の各地開催によって地域間の交流が進み、水環境問題と対策の情報が共有され、住民の多面的、多角的な認識が前進したことが、最大の成果である。木原敬吉さんが、浜松で開催した第20回大会の講演で、「水環境に対する日本の住民の環境観あるいは価値観がぐんぐんふくらみ、豊かになり、鋭くなってきた20年」と総括されている通りである。

住民の環境認識の高まりが広がれば、環境政策を矯正する力となる。例えば宍道湖の淡水化中止の時には、地元の関係10市町の総人口44万人の過半数23万人の事業中止署名となり、自民党を含め全会一致で事業中止となった。

しかし、最近の状況を見ると、特に環境省が本来の役割を果たさなくなり、その悪影響が地方行政に“感染”を広げている。住民、研究者、行政関係者の三者の共同には、さらなる知恵だしと努力が必要である。

②住民団体づくり

水郷水都会議を全国各地で開催したことは、大へんな負担をおかけしたが、開催地域における住民の取組体制の強化につながった場合が多い。富士市では、実行委員会解散後、「富士愛鷹の自然を守る会」約400名が発足し、柳川市では、大会開催2年後に「水の会」が結成され、小山市でも同様に、「渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民評議会」のネットワークが結成されており、他の開催地でも開催を通じて住民団体のつながりが広まるなど、会議の残した成果は小さくない。

④ 共事業の中止と河川法の改正

水郷水都全国会議を結成した当時は、経済成長や景気浮揚策を目的とした公共事業による環境破壊が全国で問題となっていた。当時、「公共事業は一たん始まったら止まらない」と言われていたが、事業が90%ほど進んだ時点で「当分の間中止」となり、その4年後に

廃止となったのが、前述の宍道湖淡水化事業であり、これと一体となっていた中海干拓事業も廃止となった。同じ時期に「白紙」になったのが吉野川第十大堰建設事業である。また、第17回水郷水都全国会議・紀の国大会の半年後、国土交通省は「紀伊丹生川ダム」の建設中止を発表した。それぞれが、いわばローカルな課題であったが、水郷水都全国会議を契機に全国化し、また、地元の運動が、各地の実践から学んで質量ともに強化されたことと関係している。

1997年、新河川法が登場した。旧河川法の利水と治水の目的に、河川環境の維持と保全を新たに目的に加え、住民参加を初めて制度化した。長良川河口堰反対の河川環境保全運動の全国化が国を動かした結果である。この改正により、大井川や信濃川などを含めて発電ダムなどからの河川維持放流が義務化された。また、河川整備計画では、地方自治体首長や地域住民等の意見を反映させる「流域委員会」制度がつけられた。

また、国の法律改正だけでなく、水や水域は地域環境であり地域資源であるから、地方自治体の条例で規制する動きも始まった。中海干拓事業の住民投票条例（鳥取県米子市、可決）や島根県景観保全条例の住民請求（議会は住民請求案を否決後、県行政提出条例案を可決）、また、四万十川での全国会議の開催後「清流保全条例の制定」（中村市）と「四万十川条例の制定」（高知県、流域市町村）が制定されている。

⑤ 水環境の政策研究、調査研究機関の設置

前述したように水環境への認識が高まれば、水問題に対する新しい着想も可能となる。例えば横浜市からは、都市河川新時代に向けた総合的取り組みを進めるには、河川法、都市計画法や建築基準法などの現在の法制度だけでは不十分であり、市民自治の原理にもとづく「都市河川法」などの新制度の検討課題が上がっている。

地域で生まれる水環境問題を調査分析し政策化するためには、大学や専門研究機関の研究者との連携なり独自の調査研究機能の育成が必要である。島根では「公益財団法人宍道湖・中海汽水湖研究所」を、霞ヶ浦では「霞ヶ浦情報センター」を住民が設置している。川も湖沼も、場所が異なれば性質も課題も皆ちがう。「川のことば川に訊け」とは、生態学の川那部浩哉・京都大学名誉教授から教えていただいた名言だが、態勢を整え、対象を十分に調査研究して、提案型環境保全運動を進めることが、これからの重要な課題である。

⑥ 次世代への継承と育成

20世紀の後半は地域開発と経済成長による、水環境の汚染と荒廃の時代であった。今世紀になっても経済成長に伴う水環境破壊のリスクは高いうえ、原発、戦争と基地化による水環境の根底的破壊のリスクが高まっている。このような社会のあり方を転換し、持続可能な自然との共生社会の実現を、次世代に確実に継承しなければならない。

そのためには、全国の住民環境組織が活発に行っている、子ども達の水環境教育を重視することが大切である。

（了）